

# ジュニアスペース学童クラブ会則

## (目的)

第1条 この会則は、昼間保護者のいない家庭の児童の育成及び指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織（以下「クラブ」という。）を設置することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

## (対象児童)

第2条 この事業の対象となる児童（以下「放課後児童」という。）は、昼間保護者のいない家庭の児童で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) つくば市内の小学校に在籍する1年生から6年生までの児童
- (2) つくば市内に住所を有し、盲学校、ろう学校又は養護学校に在籍する児童1年生から6年生までの集団生活が可能なる児童
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別な理由により育成又は指導を要する児童

## (学童クラブの開設等)

第3条 施設長は、ジュニアスペース内に学童クラブを開設する。

第4条 学童クラブ、放課後児童指導員及びおおむね10人以上の放課後児童をもって組織するものとする。

## (学童クラブの活動)

第5条 学童クラブの活動は、次のとおりとする。

- (1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。
- (2) 遊びを通して児童の自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- (3) 児童の遊びの活動状況の把握及び家庭への連絡に関すること。
- (4) 家庭及び地域での遊びの環境づくりへの支援に関すること
- (5) その他児童の健全育成上必要な活動に関すること。

## (放課後児童指導員)

第6条 学童クラブの活動を指導するため、学童クラブに放課後児童指導員を置く。

- 2 放課後児童指導員は、児童厚生員その他児童の指導について知識経験を有する者の中から施設長が選任するものとする。

第7条 施設長は、学童クラブの適正な運営を図るため、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導について、放課後児童指導員に対する研修を行うものとする。

## (児童委員等の協力)

第8条 施設長は、放課後児童の保護者、児童委員（主任児童委員を含む。）、民間指導者等の協力を得て学童クラブの支援に当たるものとする。

(学童クラブの開設時間等)

第9条 学童クラブの開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 小学校の登校日の月曜日から金曜日まで 放課後から午後7時まで
- (2) 小学校の休業日 午前8時から午後7時まで
- (3) 時間外 午後7時から午前1時まで

2 学童クラブの休日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日(奇数土曜日)
- (3) 12月29日から1月3日まで

3 施設長等は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開設時間及び休日を変更することができる。

(学童クラブへの入会等)

第10条 学童クラブに入会を希望する児童の保護者は、あらかじめ学童クラブ入会申込書に勤務証明書等を添えて、提出しなければならない。

2 入会を決定したときは、ジュニアスペース学童クラブ入会承認通知書を児童の保護者に送付するものとする。

様式第2号（第4条関係）

## 放課後児童室利用許可申請書

平成 年 月 日

ジュニアスペース施設長 へ

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

放課後児童室を利用したいので、次のとおり申請します。

住 所	つくば市	電話番号		
ふりがな 児童氏名		実施施設の 名 称		
生年月日	年 月 日	性 別	男・女	
学 校 名	つくば市立 小学校 第 年生（予定）			
現所属名	保育所・幼稚園・小学校	加配有無	有・無	
非常時の 連絡先		電話番号		
同居 家族 構成	氏 名	生年月日	続 柄	職 業
利用 の 理 由				

様式第3号（第4条関係）

## 家庭状況調書

児童名		住所	
健康上留意すべき事項		保険証番号	

父親氏名					
勤務先 (自営)	勤務先名	電話番号			
	所在地				
勤務時間	午前	時	分から午後	時	分まで
帰宅時間		時	分ころ帰宅		

母親氏名					
勤務先 (自営)	勤務先名	電話番号			
	所在地				
勤務時間	午前	時	分から午後	時	分まで
帰宅時間		時	分ころ帰宅		

祖父母氏名					
勤務先 (自営)	勤務先名	電話番号			
	所在地				
勤務時間	午前	時	分から午後	時	分まで
帰宅時間		時	分ころ帰宅		

様式第4号（第4条関係）

## 勤 務 証 明 書

保護者住所  
氏名

上記の者は、当社（所）において、下記のとおり勤務していることを証明します。

年 月 日

勤務所所在地  
名 称  
代表者氏名  
電 話 番 号

⑩

### 記

- 1 入 社 年 月 日
- 2 業 務 の 種 類
- 3 勤 務 形 態
- 4 勤 務 時 間  
及 び 日 数
- 5 勤 務 し ない 曜 日
- 6 通 勤 時 間

常 勤 ・ パ ー ト ・ 臨 時 ・ 日 雇  
時 分 从 時 分 まで  
1 か 月 の 勤 務 日 数 \_\_\_\_\_ 日

時 間 分 （ 片 道 ）

平成 年 月 日

## 塾・おけいこ等連絡票

住 所：つくば市

保護者氏名：

児 童 名：

児童クラブ名：

この連絡票は、月曜日から金曜日のうち放課後から6時までの間に塾・おけいこ等を利用している場合に必ず記入して下さい。

	塾・おけいこ等の時間	連絡先（塾・おけいこ等名：電話番号）
月曜日	: から :	
火曜日	: から :	
水曜日	: から :	
木曜日	: から :	
金曜日	: から :	

- \* 塾・おけいこ等の時間の管理は必ず各家庭の指導でお願い致します。
- また、塾・おけいこ等の日に再度来館する場合は、児童クラブ員と  
します。